



いばらき宅建



法定講習会のご案内	p1~2
判例紹介(賃貸)	p3~4
判例紹介(売買)	p5~6
平成31年度定時総会開催報告	p7
のぼり旗の掲示にご協力ください	p7
空き家バンク登録物件の媒介業務にご協力ください	p8
国土利用計画法による事後届出について	p8
賃貸不動産経営管理士試験概要	p9
「全宅管理」入会のご案内	p10
新入会員紹介	p11

宅地建物取引士法定講習会のご案内

宅地建物取引士証の更新、または試験合格より1年以上経過されてからの交付を希望される方は、知事の指定する法定講習会を受講しなければなりません。

当協会では茨城県知事の指定のもと、年間12回水戸会場とつくば会場で交互にこの法定講習会を実施しております。



更新の方 へは取引士証有効期間満了日前10ヶ月以内に、講習会の案内・申込書をご本人様へお送りしています。なお、転居等でご住所に変更がある場合、この通知が届きません。お手数ですが、宅建協会へご連絡ください。

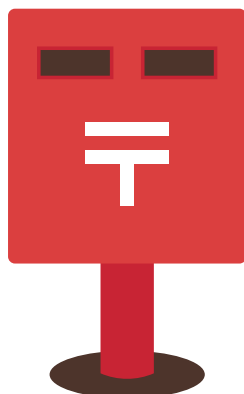
茨城県外登録の方 で受講を希望される方は、登録している都道府県の知事より県外受講の許可が必要になります。ご受講自体は可能です。どうぞご相談ください。

〈ご注意ください〉

平成30年度から、茨城県内では別団体でも法定講習会を実施しております。宅建士の皆様のもとへは、宅建協会の申込書と別団体からの申込書が届いているかと思われます。必要書類・振込用紙等の取り違えが生じておりますので、書類の混同に十分お気をつけください。

法定講習会は、信頼と実績の、ハトのマークの茨城県宅建協会へぜひお申込みください。

この緑色の封筒が届きます！



■2019 年度宅地建物取引士法定講習会開催日時・会場
(第316回～第321回)

講 習 日	会 場	受講対象
10月10日(木)	ホテルグランド東雲 つくば市小野崎488-1	宅建士証有効期間が R2.4.9までの方
11月19日(火)	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1	宅建士証有効期間が R2.5.18までの方
12月10日(火)	ホテルグランド東雲 つくば市小野崎488-1	宅建士証有効期間が R2.6.9までの方
2020年(令和2年) 1月22日(水)	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1	宅建士証有効期間が R2.7.21までの方
2月18日(火)	ホテルグランド東雲 つくば市小野崎488-1	宅建士証有効期間が R2.8.17までの方
3月17日(火)	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1	宅建士証有効期間が R2.9.16までの方



※申込み締切りは、各講習日の2週間前です。

※この法定講習会は、

宅建士の方がお持ちの宅建士証を更新するために
5年に1度受けていただく講習会です。

業者様にご出席いただく、法定研修会ではござい
ませんので、ご注意ください。

講習会申込書は、協会へのお電話だけでなく、ホームページ上からも請求可能です！

(更新予定の方には自動的にこちらからお送りいたします。)

どうぞご利用ください。

(公社)茨城県宅地建物取引業協会本部

茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館1F

TEL 029-225-5300 FAX 029-224-5870

<http://i-takken.or.jp/>

QRコードから
講習会スケジュールを
確認できます。



— 原状回復費用 — 築40年超のアパートに 賃借人が12年間居住した場合 における原状回復費用算定の 一事例

昭和47年築のアパートに12年間居住した賃借人が負担すべき原状回復費用について、室内塗装費用・クッションフロア張替え費用の5%相当額と査定された事例（東京地裁 平成28年8月19日判決 一部認容 ウエストロー・ジャパン）



事案の概要

平成14年9月、賃借人X（原告）は、Y（被告）が所有する昭和47年築の本件アパートの一室（本件居室）を、下記条件にて賃借した。

- ・賃料：月額7万9000円
- ・敷金：15万8000円
- ・契約の解約：Xは1ヵ月以上の予告期間を置いて本件賃貸借契約を解除することができる。ただし、Xは、予告期間に代えて賃料の1ヵ月分相当額をYに支払い、即時解約することができる。

平成26年7月1日、Xは仲介業者Aを通じてYに対し、解約日を同年8月15日とした解約届を差し入れた。

Yは、明渡された本件居室内部が荒れ果てており、相当の原状回復費用がかかるとして、Xに対し、敷金及び前払賃料と当該原状回復費用とを相殺するとした。

Xは差し入れていた敷金15万8000円及び前払賃料7万9000円のうち日割り計算による精算金6万1164円、計21万9164円の支払を求める本件訴訟を提起した。

本件訴訟においてYは、Xが負担する原状回復費用は計43万5750円になると主張した。

- ・汚損等による本件居室の壁及び天井の塗装費用：50%負担（5万2800円）
- ・汚損による便器セット取替費用：全額負担（15万5000円）
- ・汚損によるクッションフロア取替費用：全額負担（2万8000円）
- ・襖張替等：全額負担（6万600円）
- ・天袋張替等：全額負担（9600円）
- ・畳表替：50%負担（3万3000円）
- ・ひびの入ったガラスの修繕：全額負担（3万6000円）
- ・ルームクリーニング：全額負担（3万5000円）
- ・諸経費：全額負担（5000円）
- ・消費税：2万750円





判決の要旨

裁判所は、原状回復費用について次のように判示するなどして、Xの請求を一部認容した。

①塗装費用

本件アパートは昭和47年築の建物であり、平成26年の時点で築後約42年が経過していること、Xが本件居室を約12年間にわたって賃借していたこと等からすると、通常使用がされていた場合の本件居室の塗装の残存価値は、塗装の再施工に要する費用の10%と見るのが相当である。そして、本件居室内部の写真からうかがわれるXの使用状況に照らすと、その半分である5%（5280円）についてXの負担とするのが相当である。

②クッションフロア張替え

通常使用がされていた場合の残存価値は再施工費用の10%と見るべきところ、本件居室内部の写真からうかがわれるXの使用状況に照らすと、その半分である5%（1400円）についてXの負担とするのが相当である。

③襖張替え等

襖については、Xが責任を自認する和室間仕切りの襖及び押し入れ襖各1枚を除き、Xの故意過失により損耗したことを認めるに足りる証拠がない。

したがって、Xが原状回復費用を負担すべきなのは上記2枚（計2万800円）である。

④ルームクリーニング

証拠によれば、本件居室については、独りで住んでいたXが高齢で必ずしも体が自由に動かせなかったこともあって、日頃の清掃が十分に行われておらず、そのために汚れが固着した部分もあるものと認められ、このことからすると、ルームクリーニング（3万5000円）の費用は全額X負担とするのが相当である。

⑤ガラス修繕

本件居室のような鉄線入りのガラスは、鉄線が熱やさびによって膨張することにより、ひびが入ることがあると認められるところ、本件居室のガラスの割れ方は、1点に外力が加わったようなものではなく、また、Xが何らかの外力を加えたことをうかがわせる証拠もないことからすると、上記のひびがXの故意過失により生じたものであると認めることはできない。

⑥便器セット取替、天袋張替え等、畳表替え

写真を見ても改修等が必要であったと認めることはできず、ほかにそれが必要であったことを認めるに足りる証拠はない。

⑦Xが負担する原状回復費用

上記①～④に、相当する諸経費625円、消費税5048円を加え、Xが負担する原状回復費用は計6万8153円となる。



まとめ

本判例は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に沿ったものであり、個別の具体的な取り扱いについて参考になるものと思われる。

（調査研究部 調査役）



— 直接取引と報酬請求権 — 媒介業者を排除して 直接取引にて売買契約を締結した 売主に対して媒介報酬全額の 支払が命じられた事例

売主のあっせんによって買主が金融機関から購入資金の融資を受けたときは媒介契約に基づく媒介報酬を支払わないとする旨の合意があったとして、直接取引にて買主と売買契約を締結した売主が媒介業者に対する媒介報酬の支払いを拒絶した事案において、売買契約は媒介業者の媒介により成立したものであるとして、民法130条（条件成就の妨害）に基づき、媒介業者による約定の媒介報酬請求全額を認容した事例（東京地裁 平成29年11月15日判決 認容 ウエストロー・ジャパン）



事案の概要

X（媒介業者）は、Y（売主・宅建業者）からYが所有する賃貸ビルの売却の媒介の依頼を受け、平成27年4月10日、Yと標準媒介契約約款に基づく一般媒介契約を締結した。Xは、本物件について物件調査を行うなどの必要な初期調査を済ませたうえで、レインズに登録し、チラシを配布し、金融機関にダイレクトメールを送信するなどして買主を募集した。

平成27年6月、不動産情報サイトで本件物件の存在を知ったA（買主・一般事業法人）がXに連絡し、本件物件を内覧したうえで、同年7月、AはXに対して、銀行融資が得られれば本件物件を購入したい旨を表明し、不動産購入申込書（有効期限は同年8月16日）を提出した。その後、Xは、本物件について不動産自体の通常調査に加えて、機械や設備の作動状況、賃借人や駐車場利用者との契約状況等、賃貸物件としての収支を把握するために必要な事項についてYから資料を入手し、その結果に基づき重要事項説明書や付属資料を作成し、売買契約書案と共にYに送付した。これらの媒介活動の結果、YとAとの間では、Aが売買代金について融資を受けることができれば、多少の事務的な手続きを経るだけで直ちに本件物件について売買契約を成立させることができる状態になっていた。

この間、X・Yの媒介契約期限が7月10日に到来したため、10月10日まで更新した。

しかしながら、8月になって銀行からの融資が不承認となったため、X・Y・Aが集まり今後の方策を協議し、XとYのそれぞれがAに融資してくれる金融機関を探すことが話し合われた。Aが退席後、Yの代表者はXの営業担当者に対して「当社がAに融資してくれる銀行を見つけた場合には、約定の媒介報酬は払わない」と発言したが、Xの営業担当者はこの発言に対して返答しなかった。

その後、Yが自社の取引銀行にAを紹介した結果、Aは本件物件購入資金の融資を得られることになった。この間、再度、X・Yの媒介契約の期限が到来したため、Xは本件媒介契約を再度更新するようYに求めたが、Yは更新を拒絶した。

そして、YとAは、10月23日、Xを媒介業者とすることなく、X



が作成した重要事項説明書や売買契約書の内容を利用して2億8640万円で本件売買契約を締結し、所有権移転登記手続をした。

Xは、YがXを排除して売買契約を締結し、故意にXの媒介による売買契約の成立を妨げたと主張して、民法130条により条件の成就が擬制された事を前提とする約定の媒介報酬又は同媒介契約上の直接取引条項に基づく相当額の媒介報酬の支払を求めて訴訟を提起した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を認容した。

(1) 媒介報酬の不払特約について

Yは、YのあっせんによってAが融資を受けられたときは、本件媒介報酬を不払とする特約がXの黙示的承諾によって締結されたと主張する。しかし、買主に対する不動産購入資金の融資の紹介、あっせん等は、売主から売却依頼を受けた媒介業者が本来的に行うべき媒介業務には含まれず、本件媒介契約書上もXが契約の相手方の融資の実現に向けた業務を行うべき旨は定められていない。

また、XとYはいずれも不動産仲介業等を営む株式会社であり、仮に媒介契約における合意内容を変更するのであれば、媒介契約の変更契約書等の書面を作成するのが当然であり、Xの営業担当者が明示的に異議を述べなかったからといって本件において黙示的承諾によって特約が成立したとは認められない。

(2) 本件売買契約からのXの排除について

Yは、売買契約の成立が確実な中でXとの媒介解約の更新を拒絶し、Xが提供した媒介行為の成果を利用して、Aと直接交渉により本件売買契約を成立させたものであり、Xを排除して故意にXの媒介による売買契約の成立を妨げたものと認められ、Xは、民法130条に基づき、Xの媒介により本件売買契約が成立したものとみなし、約定の媒介報酬の支払を請求できる。

(3) 本件媒介契約に基づく媒介報酬額

Xは、本件売買契約を成立させる上で必要とされる媒介行為をつつがなく実施しており、Yが殊更にXを排除しなければ、残務を問題なく完結し、本件売買契約を成立させたものと見込まれるから、約定の媒介報酬全額を請求するにふさわしい媒介行為がされたものと評価するべきであり、本件媒介契約に基づく約定の報酬を減額すべき合理的な理由も認められない。

よって、YはXに、本件売買契約の成約本体価格に対する約定の媒介報酬934万4160円（＝売買代金額の3%+6万円＋消費税）を支払え。

3 まとめ

本裁判例は、標準媒介契約約款に基づく契約書において、不動産購入資金の融資の紹介、あっせん等は媒介業務になっていないこと等から、たとえXが売買契約の成立に必要であった融資の紹介、あっせん等を行わなかったとしても、Xの媒介行為には不適切、不十分な点は認められず、故意にXの仲介による売買契約の成立が妨げられたものであり、媒介報酬額を減すべき合理的な理由もないとして、約定の媒介報酬額全額の請求が認められた事例である。

(調査研究部 主任調整役)



平成31年度定時総会が開催されました

令和元年5月27日(月)、ホテルレイクビュー水戸「飛天の間」におきまして平成31年度定時総会が開催され、御来賓として、茨城県土木部都市局長 仙波義正様、土木部技監兼都市局建築指導課長 足立信幸様、建築指導課長補佐 大川仁様、建築指導課係長 深谷昌広様のご臨席を賜り、仙波局長より大井川和彦茨城県知事の祝辞を代読いただきました。

総会では、宅建協会の報告事項審議事項、並びに保証協会茨城本部の報告事項の全議案が承認されました。



張替会長挨拶



来賓祝辞：仙波局長



宅建協会議長：車副会長



保証協会議長：三輪副本部長

のぼり旗の掲示にご協力ください

宅建協会ではハトマーク会員のより一層の連携強化とハトマークの知名度アップのため、全会員様にのぼり旗を配布しております。

事務所の出入り口や目立つところに、のぼり旗をたててPRにご協力ください。業者様やお客様へ、信頼と安心のハトマークを広めましょう。

なお、別途希望者には有償配布を検討しております。大変お手数ではございますが、掲示用のポールにつきましては、各自でご準備くださいますようお願いいたします。



空家バンク登録物件の媒介業務にご協力ください

現在、宅建協会では、25の市町村と空家バンク（一部空地を含む）の協定を締結し、市町村が取り組む空家対策に協力をさせていただいております。

空家バンクの協定とは、物件所有者等が市町村に対して空家バンクへの登録申込があった物件に対し、本会が会員より媒介業者を推薦する制度です。

空家バンク申し込みの物件情報は、支部より該当支部会員の皆様に提供されますので、是非とも会員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

協定締結先市町村【R1.6.30現在】

①利根町	②美浦村	③かすみがうら市	④常陸太田市
⑤茨城町	⑥つくば市	⑦稲敷市	⑧下妻市
⑨筑西市	⑩笠間市	⑪牛久市	⑫那珂市
⑬高萩市	⑭つくばみらい市	⑮桜川市	⑯石岡市
⑰鹿嶋市	⑱龍ヶ崎市	⑲常総市	⑳守谷市
㉑鉾田市	㉒行方市	㉓小美玉市	㉔神栖市
㉕古河市			

国土利用計画法による事後届出について

県からのお知らせ

土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。そのため国土利用計画法では、土地取引の届出が義務付けられています。

売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日を含めて2週間以内に、土地の所在する市町村への届出が必要になりますので、周知についてよろしくお願いします。

1 届出の必要な面積

【市街化区域】 2,000平方メートル以上

【市街化区域以外の都市計画区域】 5,000平方メートル以上

【都市計画区域外の区域】 10,000平方メートル以上

2 届出の必要な取引

・売買

・一時金を伴う地上権、賃借権の設定又は譲渡 等

※農地の取引（農地法第5条第1項 農地転用）の場合を含みます。

※上記契約の予約である場合や、停止条件付、期限付、買戻特約付契約である場合も含みます。

※一時金とは、地代不払い等の場合に担保とされる敷金や保証金等ではなく、権利金や礼金のようなものを指します。

3 問い合わせ先

茨城県政策企画部水・土地計画課 029(301)2619

(URL: <http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/mizuto/todokede.html>)

賃貸不動産経営管理士とは

賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家です。
不動産管理の重要性が高まっている中、賃貸住宅管理の部門において重要な役割を担う資格です。

賃貸不動産経営管理士の業務



法制度に基づく専属業務・役割

国土交通省告示「賃貸住宅管理業者登録制度」

賃貸不動産経営管理士の
登録義務
「登録業者は原則として1名以上の
賃貸不動産経営管理士を1名の賃主
に専任で任されています。」(附則7条)

サブリース法適用時の 重要事項開示の義務

賃貸不動産経営管理士等はサブリース事業
開始までに、オーナーに対して重要事項を
開示を行わなければなりません。(附則4条)

住宅宿泊事業法(民泊新法)

住宅宿泊管理業者の 登録

住宅宿泊管理事業を行うためには賃貸
不動産経営管理士等の登録を受け
ている必要があります。(同法12条)

賃貸不動産経営
管理士は不動産
管理を行う上で
必要不可欠な存在

賃貸不動産経営管理士試験概要

試験日

2019年
11/17日
13:00~14:30(90分間)

試験会場

札幌、福岡、仙台、大宮、千葉、東京、横浜、
金沢、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、
高松、福岡、熊本、沖縄

受験資格

年齢、性別、学歴等に制約はありません。
どなたでも受験できます。

受験申込期間

2019年 **8/16**金 **9/26**木

※権利関係・登録申込は全国統一システムから行えます。 ※権利関係は24時間です。

受験料

12,960円(税込)

公式テキストのご紹介

試験範囲を網羅、
試験の為だけでなく
実務書として利用可。

主な改正点
住宅宿泊事業法(民泊新法)、
住宅サービスネット法、
税制改正、相続などを追加

発売日

2019年3月末

価格

3,980円(税込)

購入方法

全国統一システムから
個人が利用できます。



試験についての詳細、お申込みは当協会ホームページから <http://www.chintaikanrishi.jp>

[試験に関する問い合わせ先] TEL.04-7170-5520 (受付は平日10:00~17:00) 賃貸不動産経営管理士 検索



業界最大の組織力!!

賃貸管理業を強力にサポート!

全宅管理 入会のご案内

事業のご案内

全宅連が母体となり設立された(一社)全国賃貸不動産管理業協会(通称「全宅管理」)は、「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

業務支援事業

弁護士による
電話法律相談

業務支援事業

250種以上!
関係書式
ダウンロード

業務支援事業

全宅管理業務
支援システム
(賃貸管理ソフト)

情報配信事業

会報誌・メルマガ等で
ホットな情報をご提供

知識啓発事業

会員研修
インターネット・セミナー

その他の事業

「賃貸住宅管理業者登録制度支援」
「賃貸管理業賠償責任保険」
他にも新築開業、入居審査から退去時まで
実務で使えるサポート事業を
多数ご用意しております。

入会特典

2020年3月31日
入会受付分まで

- 【特典1】「賃貸不動産管理業務マニュアル」
- 【特典2】「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」
- 【特典3】「賃貸不動産管理 標準化ガイドラインの手引き」



【特典4】「間取りクラウド」(間取り図作成ソフト)

【特典5】「ひな形Bank」(販売図面・チラシ等作成ソフト)

【特典6】「入居のしおり」10部

さらに

「全宅管理フラッグ」
贈呈中!



全7種 プレゼント中!

*フラッグは額に雨りがございしますので、なるべく次第着了とさせていただきます。

入会金 20,000円 年会費 24,000円 (月会費2,000円 × 12ヶ月分)

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 〒101-0032 東京都千代田区若本町2-6-3 全宅連会館
TEL:03-5865-7031 FAX:03-5821-7330 網http://www.chinkan.jp/ e-mail:zentakujikan@bz21.plala.or.jp

全宅管理 株式会社

新入会員紹介

新たに茨城宅建協会にご入会いただきました会員の皆様です。

新入会員の皆様は、「新規免許取得者研修会」に必ずご参加ください。

所属支部	種類	免許番号	免許年月日	商号又は名称		
代表者	専任の宅建士		郵便番号	所在地	電話	FAX
水戸	大	(3)	7493	H29.5.30	(株)イシカワ 茨城支店	
石川 幸夫	藤田 さつき		310-0852	水戸市笠原町561-1	029-306-8011	306-8012
水戸	大	(1)	9087	H28.11.22	桂不動産(株) 水戸支店	
渡邊 宗明	金山 勲生、仁平 則子、篠村 敦		310-0852	水戸市笠原町1523-3	029-353-6200	353-6205
水戸	知	(1)	7297	R1.5.31	片岡建設(株)	
片岡 満	片岡 満		319-2103	那珂市中里1566-2	029-296-0386	296-0303
水戸	知	(1)	7286	R1.5.9	(株)リーズ	
森尾 彰二	亀井 崇広		310-0905	水戸市石川1-4009-14	029-291-3773	291-3556
土浦・つくば	知	(1)	7285	R1.5.9	いしも不動産	
石川 隆	石川 隆		300-1245	つくば市高崎720	029-886-5835	886-5836
土浦・つくば	知	(1)	7292	R1.5.21	ココカラ生活(株)	
遠藤 清人	遠藤 清人		305-0821	つくば市春日2-18-8	029-860-6108	860-6107
土浦・つくば	知	(1)	7298	R1.5.31	6doors 不動産部	
幡谷 貴美	幡谷 太彦		305-0032	つくば市竹園2-8-12 伊東ビル12201	029-886-7479	886-7480
土浦・つくば	知	(7)	5111	H31.2.16	水郷つくば農業協同組合 阿見支店	
池田 正	塚原 努		300-0332	稲敷郡阿見町中央1-3-1	029-887-8551	887-8558
土浦・つくば	知	(7)	5111	H31.2.16	水郷つくば農業協同組合 JA水郷つくば不動産管理センター	
池田 正	殿岡 龍也		300-0804	土浦市粕毛705-2	029-824-8133	821-5048
土浦・つくば	知	(1)	7275	H31.3.12	不動産サポーター(株)	
久家 浩成	久家 浩成		305-0035	つくば市松代1-17-3-102号	029-886-7762	886-7763
土浦・つくば	知	(1)	7274	H31.3.4	(株)Basis	
宮川 幸恵	宮川 幸恵		305-0003	つくば市桜1-7-4	029-896-8213	896-8213
土浦・つくば	知	(1)	7278	H31.4.10	(株)リノベ	
今村 智志	本告 玄		300-1256	つくば市森の里91-7	029-879-5600	873-5605
県西	知	(1)	7291	R1.5.22	(株)石島建設	
石嶋 尚	森 信陸、鈴木 亮一		307-0013	結城市中央町1-17-1	0296-32-2333	33-0539
県西	知	(11)	2558	H29.9.6	(株)結和土地建物 アクロス通り店	
宮田 はる子	谷中 信秋		307-0001	結城市結城8587-7	0296-32-7611	45-4700
鹿行	知	(1)	7269	H30.12.27	(株)エコワン エステート	
杉山 浩二	杉山 浩二		314-0025	鹿嶋市下埜1226-2	0299-95-6970	95-6971
鹿行	知	(1)	7279	H31.4.10	(有)オオタ	
太田 将司	太田 将司		314-0143	神栖市神栖1-17-1	0299-92-6111	92-0194
鹿行	知	(1)	7277	H31.3.19	(株)住設計企画	
牧 五夫	牧 五夫		314-0114	神栖市日川3668-2	0299-97-0710	97-0710
県南	知	(1)	7295	R1.5.31	(株)オフィスASADA	
麻田 春江	麻田 秀人		302-0015	取手市井野台1-7-28	0297-72-2401	72-6217
県北	知	(4)	6245	R1.5.24	三秀建設工業(株)日立支店	
片寄 秀夫	片寄 達也		317-0052	日立市東滑川町4-13-1	0294-42-3500	42-2565
県北	知	(1)	7287	R1.5.9	ナッティジャパン(同)	
長谷川 仁	長谷川 仁		316-0032	日立市西成沢町2-13-52	050-5857-7704	020-4664-1078
古河・岩井	知	(1)	7271	H31.1.15	(株)旭興業	
鈴木 達也	直井 宏泰		306-0222	古河市釈迦1286	0280-92-7081	92-3702
古河・岩井	知	(1)	7271	H31.1.15	(株)旭興業 上辺見ショールーム	
鈴木 達也	穴原 幸絵		306-0234	古河市上辺見526-4	0280-23-4605	23-4689
古河・岩井	知	(1)	7289	R1.5.14	いさお企画(同)	
守屋 功	守屋 功		306-0225	古河市磯部1008-4	0280-23-2653	89-1210
古河・岩井	知	(1)	7280	H31.4.10	(株)三浦工務店	
三浦 富光男	三浦 昌代		306-0311	猿島郡五霞町大福田733-5	0280-84-1257	84-2485
牛久・竜ヶ崎	知	(7)	5111	H30.2.16	水郷つくば農業協同組合 竜ヶ崎地区本部	
池田 正	綾野 孝昭		301-0000	龍ヶ崎市8200	0297-62-2211	62-2219